

はしご(重複)受診はやめましょう。

こんなとき健康保険は使えません。

同じ傷病に対する、同月内の受診は×

ケース①) 53歳 ○○さん
腰痛で2つの接(整)骨院にかかる場合

A接骨院

費用額：2,000円の場合
小売こくほ負担分：1,400円
窓口負担分：600円

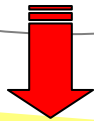


同月内でかかるB整骨院

費用額：2,000円の場合
小売こくほ負担分：0円



B整骨院での
窓口負担分：2,000円



ケース②) 70歳 △△さん*負担割合2割
骨折で病院と接(整)骨院にかかる場合

A病院

費用額：2,000円の場合
小売こくほ負担分：1,600円
窓口負担分：400円



同月内でかかるC整骨院

費用額：2,000円の場合
小売こくほ負担分：0円



C整骨院での
窓口負担分：2,000円



全額自己負担の可能性が...



ケース①) 同じ傷病に対して同時期に複数の接骨院や整骨院の施術を受けた場合は、原則として2施術所目以降の施術料は全額自己負担となります。

ケース②) 同じ傷病に対して同時期に医療機関の治療と接骨院や整骨院の施術を重複して受けた場合は、原則として接骨院や整骨院の施術料は全額自己負担となります。

柔整療養費適正化のため、ご協力お願い致します。

※請求内容審査の際、事務局からお問合せをさせて頂く場合がございます。

大阪府小売市場国民健康保険組合

この件に関するお問合せは TEL 06-6942-1691 (給付課)